

お知らせ

「東北地方整備局 工事の総合評価落札方式運用ガイドライン」の補足について

施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）の技術的能力の審査項目のうち、「技術者の能力等」の地域精通度（地理的条件）の「配置予定技術者の居住地」は、当面の間、以下のとおり運用しますのでお知らせします。

【P50】

2. 5. 2 評価項目・配点及び評価基準のポイント

（４）技術者の能力等

⑦ 地域精通度・貢献度

（A）地理的条件

a) 配置予定技術者の居住地

○評価内容

配置予定技術者の居住地が施工県内である場合は評価する。評価の対象は、施工県内に入札締切日以前の3ヶ月居住していること。なお、競争参加者（建設会社等）と直接的かつ恒常的な雇用関係が5年未満であっても評価する。

また、配置予定技術者の居住地が施工県の隣県である場合であっても、競争参加者（建設会社等）と直接的かつ恒常的な雇用関係が5年以上である場合は評価する。

○評価基準、配点

- ・施工県内に居住地あり 又は 施工県内の隣県に居住し、競争参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が5年以上【3点】
- ・施工県内に居住地なし 又は 施工県内の隣県に居住し、競争参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が5年未満【0点】

○確認方法

居住地証明の確認は、住民票の写しにより行うものとする。なお、住民票の写しは、確認資料提出期限から過去1年以内に発行されたものを有効とする。

また、居住地が施工県の隣県である場合の確認は、競争参加者（建設会社等）と直接的かつ恒常的な雇用関係が5年以上であることを証明できる資料（健康保険被保険者証又は監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる写し）により行うものとする。